

## 社会医療法人三栄会 看護師養成奨学金規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、看護師の養成施設である大学、短期大学、専門学校等（以下「学校」という。）に在籍し、資格取得後に当法人で勤務することを希望する看護学生に対し、学業に専念し、人間性豊かな学生生活を送れるよう支援するために設けられた奨学制度である。
- 2 前項における「学校」については、奨学金を受ける者が選択する学校とし、学校所在地は地域限定しない。
  - 3 看護学生については、奨学金貸付期間中の当法人での勤務は要しない。

### (奨学金貸付額)

- 第2条 奨学生に奨学金として貸付ける額は、就学期間における関係費用のうち受験料・入学金・授業料・実習費及び通学費を対象として、分割又は一括で支給する。

- 2 看護学生への貸付額と返済免除期間については、以下のとおりとする。

#### ① 4年生大学

- ・1ヶ月の上限貸付額は100,000円。7年勤務で返済免除
  - ・1ヶ月の上限貸付額は70,000円。貸付期間と同月数勤務で返済免除
- 奨学金貸与希望者は、上記のいずれかを選択する。

#### ② 専門学校・5年一貫校

- ・1ヶ月の上限貸付額は70,000円。5年勤務で返済免除
  - ・1ヶ月の上限貸付額は50,000円。貸付期間と同月数勤務で返済免除
- 奨学金貸与希望者は、上記のいずれかを選択する。

### (奨学金貸付期間)

- 第3条 奨学生に奨学金を貸付ける期間は、学校等の学則に定める正規の在籍期間の範囲内とし、留年・休学等の期間は原則として貸付対象期間とはしない。

### (奨学金貸付対象者及び貸付申請と決定)

- 第4条 奨学金貸付対象者は、看護学生については看護師を養成する各種学校に入学する年度において35歳以上の者は、奨学金貸付対象者としない。
- 2 奨学金の貸付けを受けようとする者は、奨学金貸付願、誓約書を病院に申請するものとする。
  - 3 奨学金貸付願を申請した者については、病院において選考を行い採否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (奨学金貸付の手続)

- 第5条 奨学金は、奨学生の指定口座に振込むものとする。

- 2 奨学生は、奨学金貸付期間中及び病院又は院長の指定する施設で返還金の免除を受ける間に、氏名、住所を変更したときは、直ちに氏名、住所変更を法人本部人事課に届け出なければならない。

### (連帯保証人)

- 第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人をたてなければならない。連帯保証人は奨学生と連帯して債務を負担するものとする。
- 2 連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき又は連帯保証人を変更したときは、直ちに法人本部人事課に届け出なければならない。

### (奨学金の停止、貸付金の返還)

- 第7条 奨学生が、次の各号に該当するときは、奨学金の停止又は貸付金を返還するものとする。

- ① 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- ② 自己の都合又は病気等により退学したとき。
- ③ 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- ④ 学業途中において、停学又は留年、休学等、奨学生として適性を欠き、奨学生を取り消されたとき。
- ⑤ 卒業後、病院又は院長の指定する施設に直ちに勤務しなかったとき及び病院の許可する学校以外の学校に進学したとき。
- ⑥ 職員採用試験に不合格のとき。
- ⑦ 卒業後、初回の国家試験に不合格となり、職員採用を取り消されたとき。
- ⑧ 卒業後引き続いて病院又は院長の指定する施設の職員となった後、奨学金の貸付けを受けた期間以内に退職したとき。
- ⑨ 死亡したとき。

- 2 奨学生は、退学、停学、留年、休学等となったとき、保証人は奨学生が死亡したとき、直ちに法人本部人事課に届け出なければならない。

### (奨学金の返還免除)

- 第8条 奨学生が、卒業後直ちに病院又は院長の指定する施設の常勤職員となり、奨学金の貸付けを受けた期間、勤務（月数）した場合は、奨学金返還免除決定通知書を発行し、奨学金貸付額全額の返還を免除する。

- 2 常勤職員（日勤常勤、短時間正職員を含む）以外の雇用形態期間、育児・介護休業期間、休職期間は、奨学金返還免除のための勤務月数に含めない。

- 3 奨学生が、病院又は院長の指定する施設の職員となって、業務に起因する死亡、心身の疾病のために業務を継続することができなくなったときは、返還金を免除する。

(返還債務の猶予)

第9条 在学機関を卒業後、看護師免許未取得の場合、三栄会で看護補助者として従事するときは1年に限り、奨学金の返済を一時的に延期できる。

- 2 奨学生が、第7条の留年又は休学により奨学金の一時停止となった場合は、次により返還債務を取り扱う。

① 院長が認めた場合、1年間に限り奨学金停止とし、1年後に進級又は復学した場合は改めて奨学金支給を再開する場合がある。

② 1年後に再度留年した場合、又は復学できない場合は、奨学金貸付額を第10条第2項に従い返還するものとする。

(返還金の額)

第10条 返還する貸付金の額は、奨学金として貸付けた額の全額とする。但し、卒業後引き続いで病院又は院長の指定する施設の常勤職員（日勤常勤、短時間正職員を含む）となった後、奨学金の貸付けを受けた期間以内に退職した場合、又は常勤職員（日勤常勤、短時間正職員を含む）以外の雇用形態に変更した場合は、貸付額全額から奨学金の貸付けを受けた期間（月数）より常勤職員として勤務した月数を差し引いた月割相当額とする。なお、勤務月数1カ月未満は切り捨てるとしてする。

- 2 返還は、原則として貸付金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月から3カ月以内に、返還すべき額の全額を返還するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会にて協議のうえ決定する。

(附 則)

この規程の一部を改定し、令和7年12月1日から施行する。